

未報告遺跡を考える －緊急発掘における整理・報告の方向性－

北村 亮

1 はじめ

昭和40年代後半からの高度経済成長に伴う各種開発事業の急増は、記録保存目的の緊急発掘件数を四半世紀で約10倍にまで押し上げた。ここ数年は経済状況の悪化などにより減少傾向にあるものの、いまだ年間約8000件の調査が全国で実施され（平成13年度版文化庁統計）、大半の地方公共団体では発掘と整理作業に追われる日々が続いている。

このような状況に対応するため、地方公共団体では調査体制の強化に努めてきたが、これをはるかに凌ぐ調査件数の増加は必然的に整理・報告事業の先送りにつながり、いまだ整理作業に着手できず報告書が刊行されていない遺跡が多いのはまぎれもない事実である。平成11年度に山梨県埋蔵文化財センターが県監査委員から指摘を受けた報告書の未刊行問題（註1）は、その主目的が財務処理に係る公費不適正支出にあったとはいえ、緊急発掘における整理及び報告書が抱える様々な問題点を提起した〔山梨県1999〕。

新潟県でも昭和47年に文化財保護担当課を設置して以来、平成12年度末までに新潟県教育委員会（以下、県教委）が主体となって発掘調査を実施した遺跡は207遺跡に上る。整理・報告も順次実施してきてはいるが、約1/5の遺跡が未整理・未報告で積み残されており（以下、未報告遺跡）、現状の整理方法や体制のままでは今後も年間数か所の遺跡が積み残されて行くと予測された。

いまさら述べるまでもないが、発掘調査は報告書の刊行をもって完結する事業であり、未報告のままでは埋蔵文化財を適切に保護・活用するという行政的課題から逸脱するばかりか、委託事業者の埋蔵文化財行政への不信にもつながる大きな問題である。県教委及び（財）新潟県埋蔵文化財調査事業団（以下、埋文事業団）では、未報告遺跡を多く抱える現状と予想される今後の状況を異常な状態と認識し、折からの道路公団民営化論議なども少なからず影響して、この状態の解消策を早急に検討する必要があると考えた（註2）。

本稿では未報告遺跡が生じてきた背景と原因を分析し、今後の方針及び対策について検討結果から要約すると共に、それに基づいて埋文事業団で実施している整理作業から報告書作成までの具体的方法の一端を紹介する。また、埋蔵文化財行政を取り巻く昨今の状況が、急激に変化してきていることを視野に入れつつ、緊急発掘に伴って実施する整理・報告の目指すべき姿について、若干の私見を交えて考えてみたい。

2 現状と問題点

県教委及び県内市町村の過去5年間の発掘件数（試掘・確認は含まず）と報告書数を第1表に示したが、発掘件数が合計で427件に対し、現時点で把握している報告書数は198（概報は含まず）冊に止まり、5割弱の刊行率しかない。発掘件数が基本的に1遺跡1件の届出であるのに対し、1冊の報告書に複数遺跡を所収する場合や年報・市町村史などで報告されるものもあり単純に比較はできないが、これを差し引いても半数近くの遺跡で報告書が未刊行となっているものと思われる。全国的な状況を細かく把握してはいないが、多少の差こそあれ同様な問題を抱える地方公共団体は多いのではないか。

未報告遺跡が積み残されてきた背景には、発掘調査の急激な増加はもちろんであるが、それに対応する発掘から整理までのシステム・方法などの不備や意識の欠如といった様々な要因が内在している。ここで、検

第1表 発掘数及び報告書刊行数

	H 9		H10		H11		H12		H13		計		
	発掘数	報告数											
県教委	14	5	11	5	10	4	8	7	6	7	49	28	57.1
市町村	94	38	79	46	86	31	56	35	63	20	378	170	45.0
計	108	43	90	51	96	35	64	42	69	27	427	198	46.4

討会での検討結果から、県教委の状況を例にとって現状と問題点を整理し、未報告遺跡を解消するための方針をまとめておく。

A 開発事業と整理状況の変化

緊急発掘の開始期から昭和60年代までは、比較的小規模な遺跡が多かったこともあり、基本的に調査年度内もしくは次年度中に報告書刊行まで完了してきた。平成2年度からは複数路線の高速道路建設が間を置かずにつき、発掘調査も連続的に実施されている。これに伴って専門職員数も増加してはいるが(註3)、処理能力以上の発掘件数を常に抱え、大規模で複数年調査の遺跡を中心として次第に未報告遺跡が目立ち始めてきた。特に、平成7年度以降は事業量の急激な増加などから、それまでなんとか維持してきた現地調査から整理作業への連続したシステムが崩れ、大半の遺跡が整理未着手で積み残される状況となって現在に至っている。これは、未報告遺跡の約7割がこの時期以降に調査された遺跡であることからも理解できる。

B 問題点の整理

整理作業から報告書刊行までを見ると、大きくは次の2点が問題点として指摘できる。

第1点は発掘から整理に至る考え方について、発掘件数が少なく小規模遺跡が多かった過去の方式を踏襲してきた結果、整理方針やシステム構築などで事業量の変化に即した十分な対応がなされてこなかったことである。事業者側の要望により発掘調査が慣例的に優先される状況で、担当者不足から大規模な通年整理はもちろんのこと、比較的小規模な遺跡でも年度内の報告書刊行は困難と判断するようになった。これにより11月から3月までの冬期間については、遺構図面整理や遺構カード作成を中心とする基礎整理期間と位置付けるシステムが定着していった。また、教員籍職員の技術習得が不充分となり、結果的に整理体制の弱体化を招く一因にもなっている。

第2点として整理作業方法や報告書内容について、現状に合せた具体的な見直しが実施されないまま担当者に任せきりとなったことである。個別遺跡について組織として詳細な整理計画を立案することなく、チェック機能もほとんど存在していなかった。年度末までに刊行するという目標は存在したが、頁数や図版内容・遺物掲載数などを含めた細かい計画は立案されず、作業を進めながら確定していく積み上げ方式で、最終段階で総頁数がはじめて把握される状況であった。必然的に作業途中の進捗状況把握など行なわれることはなく、整理期限の遅延は半ば常態であった。また、期限より学術的な水準を気にする傾向が強くなり、遺物実測数や原稿量の増加から作業量が多くなる。結果的に職員の中に期限内刊行という意識も希薄になつていったが、行政として事業を遂行しているという意識の醸成が、組織の中でなおざりにされてきた結果で、後でも述べるが実はこれが最も大きな問題と考えている。

これらは山梨県の監査報告でもほぼ同様の点が指摘されており、未報告遺跡を抱える多くの地方公共団体でも共通の問題点として理解できるものであろう。

C 積み残し状態解消の方針

事業量に応じた体制の強化（職員増）は、これまでに行われてきた。しかし、現在の財政状況と行政組織の簡素化の中では最も難しい方法で、体制が強化されたとしても今までと同じ考え方や方法ではおのずと限界があると思われる。未報告遺跡が積み残されてきた現状を見れば、職員増だけでは根本的な解決につながらないことは明白である。

今回の検討では現体制において可能な範囲で、未報告遺跡解消のためにシステム（①・②）及び具体的な作業（③・④）に係ることについて以下の基本方針を立てた。

- ① 未報告遺跡の整理は、報告が完了するまで基本的に発掘調査から切り離した個別の職員体制（5名）で通年対応することとし、年度計画に基づいて実施する。
- ② 当該年度発掘遺跡の整理作業は、現地調査中から継続して実施する。基本的に年度内の報告書刊行を目指し、大きく年度を開けた積み残し状態を作らない（整理報告作業を当該年度契約に盛り込む）。
- ③ 遺物実測・図版作成など大きな割合を占める作業の時間短縮については、可能な範囲で外部（業者）委託を検討して積極的な導入を図る。
- ④ 報告書内容は事実報告を基本とし、「まとめ（考察）」は必要最小限の記述に止める。ただし、遺構・遺物などの掲載量や記述内容は、他県も含めた平均値を参考に適正な範囲に見直すが、現在のレベル（事実報告としての水準）を可能な範囲で維持する。

どのような事業でもいえることであるが、いかに効率的なシステムや方法を考えても、予定どおり作業を遂行しなければ事業は完結できない。緊急発掘事業に対し組織全体としての目標を定め（事業計画）、確実に進めて（工程管理）終了（報告書刊行）するという意識を徹底させ、職員個々人も常にこれを考えて作業することが求められていることを十分に認識する必要がある。具体的には計画書提出（頁構成・遺物掲載量・工程など）→検討・承認→作業（中間報告・工程管理）→決済→印刷・刊行という流れを明確にし、各段階の作業状況を把握・管理するシステムの構築である。

3 整理作業の効率化・迅速化

限られた期間内で報告書を刊行して行くためには、整理作業における各工程の時間短縮が直接的かつ最も大きな問題で、当面の方策として整理作業の外部委託と報告書作成マニュアルの作成による工程の統一を考えた。外部委託については、遺物の実測・トレースや各種図版作成・編集（デジタル化）を委託することにより、整理担当職員の負担軽減と資料分析や原稿執筆時間の確保について、その可能性を検討した。また、整理マニュアル（付編：報告書体裁に関する各種基準書）は作業のデジタル化に対応する内容とし、遺物抽出（掲載）量の目安、章ごとの記述内容・頁目安などを盛り込み、担当職員の問題意識や考え方による内容のバラツキを極力抑えることとした。

ここでは、特に外部委託（図版作成・編集）の一例と報告書内容（構成とまとめ内容）について、作業の実際と検討内容を紹介する。

A 外部委託の活用

報告書内容に一定の基準を設け、期限内刊行と内容をある程度確保しようとする場合、整理作業員の技能向上（技術面の研修は実施している）などだけでは限界があり、様々な部分で業者委託による作業時間の短縮を図ることも選択肢のひとつであろう。

整理作業のデジタル化

県教委では平成11年から一部の遺跡の整理作業に、試験的に外部委託によるトレース・作図及び編集を導入してきた。未報告遺跡の整理計画を考えるに当たり、これらの成果を検討し経費縮減と期間短縮がある程度期待できると判断し、平成13年度から頁数の極端に少ない遺跡などを除いて基本的に外部委託とすることにした。ここでは、コンピュータを利用したトレース・図版作成及び編集など整理作業のデジタル化について、現在までの経験からその方法と利点・問題点を紹介するが、デジタル化の末端にやっとしがみついている程度の知識の筆者では、コンピュータを使用した具体的な作業の紹介は困難なため省略する（註4）。

個別作業の前段として、遺構図面の確認や修正と並行して遺構・遺物などから掲載数を把握し、図面図版のプレート数を算出する。これを基に写真図版や本文頁を算出（方法は後述）し、報告書総頁数の目安を決める。これに各作業の工程表を添付した整理計画書を作成し、業者見積りを行なう。

実作業としては、遺構関係から入るのが一般的である。デジタルトレースによる図版作成のため、担当職員による遺構平・断面図修正とトレース原図（第2原図）作成が中心となり、図面台帳作成などの一部の作業を除いて整理作業員は基本的に必要ない。また、写真図版も35mm及び6×7版などの各種フィルムをデジタルデータ化（外部委託）し、これを調整して編集するため、図版類については従来手法による2～3倍台紙による図版原稿は存在しない。

遺物の分類・抽出から接合・復元を経て実測・トレースに至る工程は基本的に従来と同様であるが、トレース図を仮版と共に業者へ支給し編集ソフトにより版組みする。遺物写真の撮影は基本的にデジタルカメラ（610万画素）で行い、データ支給による版組みとなる。仕上り寸にリサイズされたものを出力してもらい、これを専用台紙に配置して仮版を作成し、コンピュータ上で編集する。

遺構・遺物ともに常に仕上りサイズでの作業が可能で、写植やキャプションの文字ポイント・位置など常に仕上りのイメージを確認しながら作業することが可能である。

従来手法の場合、遺構図版作成と遺物実測の指導や図のチェックを並行して実施することから、原稿の執筆はどうしても図版類が全て完成した後になる場合が多かった。しかし、遺構図トレースから版組みを外部委託にすることにより、観察表の作成や原稿執筆を早い段階から進めることができ、作業期間の短縮が可能となる。また、まとめ原稿執筆が完了して最終編集に入る時点では、図版類や挿図の大半はほぼ完成状態（印刷データ）になっている。100～200頁程度の報告書であれば、最終原稿入稿から最短約1週間で各種目次・抄録等を含めた全体を通した編集が可能となる。この時点で起案・印刷業者選定し、大きな修正がなければ、その後2～3週間程度で印刷業者へのデータ入稿となる。データは印刷対応のPDFデータのため、本文・図面図版は印刷業者のシステム環境に正常に対応しているかチェックする普通紙校正、写真図版は本機校正による色チェックを経て印刷・製本となり、従来印刷に比べると印刷業者への入稿から納品まで約1/3程度の期間で済む。

第2表に示したのは、平成14年度に実際に整理作業を実施したある遺跡の作業工程表（実績）である。1班体制（担当職員1名と整理作業員5名）で作業に当たり、4月の作業開始から約7か月で原稿執筆まで整理の実作業を完了している。図版作成と併行して原稿執筆にかなりの時間を割ける点や、原稿執筆終了から最終編集・起案を経て刊行までが約1.5か月で、かなりの時間短縮が可能であった。

従来手法と比較した利点をまとめると、以下のとおりである。

- ① 図版に関しては、常に仕上りサイズで作業を進めるため、写植や網掛けなど仕上りイメージを確認することができる。

- ② 一度データ化てしまえば線種や文字ポイントなどの変更が容易で、従来はコピーなどで対応していた別図版・挿図への使い回し（縮尺・網種変更等）も可能である。
- ③ 図版貼り込みのチェックは校正時に一定の時間を費やすが、校正以外は他の仕事に集中することが可能である。
- ④ 図版類の作成・校正と本文原稿の執筆を同時に進めることができ、原稿完成時には図版関係の校正も終了している。
- ⑤ 最終編集後は印刷対応の完全データ（CD 1枚）で納品されるため、本文・図面図版の校正は基本的に不要で、すぐに印刷・製本に移行でき大幅な時間短縮が可能である。
- ⑥ データの劣化と保管スペースの問題が解消される。

作業全般において、特に留意する点を上げておく。トレース原図調整や仮版（レイアウト案）作成など一連の作業工程は、従来の手法と基本的に変わることではなく修正も容易であるが、校正時の原図差し換えやレイアウトの大幅な変更は、完全なやり直しになることもあり大きな時間ロスにつながる。委託者側としてもデジタルによる作業の特性を十分に理解し、手戻りのない作業進行に努めなければならない。

この他、委託は常に相手（業者）がいる中でお互い作業工程に基づいて作業を進めるため、必然的に工程管理の意識が生まれる。また、現状と問題点でも上げたが、従来は担当職員の裁量にはほぼ委ねられていた作業進捗状況の把握も、常に仕上がりサイズでの校正となるため、組織（担当者以外の職員を含めて）として個別図版の内容把握や工程管理などが容易になり、実作業の時間短縮以外のメリットとして大きな意味を持つ。

第2表 整理作業工程表

内 容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備 考
遺構	図面修正	-----									含第2原図作成
	写真抽出	-----	CD化	-----							デジタルデータ化外注
	図面図版		-----	-----	-----						10/9責了、最終編集へ
	写真図版			-----	-----						8/22責了、採取編集へ
遺物	分類・抽出	---	---								
	接合・復元	---									
	土器実測		---								
	石器実測			---							
	その他実測			---							
	拓本・断面			---	---						
	トレース			---							
原稿	写真撮影				---						デジタルカメラ使用
	図面図版				仮版作成	-----					10/23責了、最終編集へ
	写真図版				仮版作成	-----					10/23責了、最終編集へ
	環境～調査				-----						含挿図類作成
遺構					-----						〃
遺物					-----						〃
まとめ					-----						〃
各種観察表					-----						遺構・遺物整理と並行
編集・刊行						編集	起案	-----	刊行		11/30印刷所データ入稿
科学分析		-----	-----	-----							胎土分析、樹種同定

【凡例】 -----：事業団 - - - - -：業者委託

	本 文		図面図版		写真図版		合 計
	事実記載	まとめ	遺構	遺物	遺構	遺物	
	71	12	14	17	12	15	141

経費面では、遺跡内容が一律でないことや、従来手法で実施した場合の算出根拠や方法に妥当性があるか問題ではあるが、平成13年度に実施した7遺跡について見ると、計画が1年間を前提とし、期間的には余裕のある設定で実施していることを差し引いても、およそその傾向は把握できると考えられる。それによると、作業員賃金では約50%、図版作成・編集委託費及び印刷・製本費（約46%の削減）を加えた総額の比較でも平均で20.3%の削減となり、かなりの費用縮減が可能である。

作業期間の比較については、従来の整理期間（計画）に対する認識の違いや作業期間に係わる統計データの不備などから、適正な比較が困難である。しかし、例として提示した遺跡クラスでは、印刷刊行まで約1年間というのが新潟県では一般的であったが、現在は1班で年間2遺跡の整理を実施することが可能であり（註5）、計画（短期・長期）もこれに基づいて立案している。

なお、本年度からは当該年度調査遺跡についても、測量業者に委託した遺構実測図のデジタル化を進め、その後の整理作業における図版作成・編集へ直接的につながる方法を取っている。現場作業終了後の早い段階で遺構関係の図版作成にかかりることから、外部委託による作業のデジタル化は、現場から整理へ連続した作業にこそ適した方法と考えられる（註6）。

外部委託の課題

整理作業のデジタル化に当たっては、導入当初から同一業者と委託契約を交わしており、平成11～13年度の作業状況から各工程における問題点を整理し、業者を交えてトレース原図の種類や入稿方法、お互いの作業工程の改良など検討を繰り返している。これは、委託側の報告書スタイルや作業手順を業者に理解してもらい、共通のシステムで作業を進めることができ手戻りの少ない効率的な作業につながるとの考えによる。

このような状況の中で整理から報告書刊行までの実作業としては、現時点で特に大きなマイナス面は感じていないし、未報告遺跡の早期解消という目標からみれば、当面は同一業者との共同作業が有効と考えている。しかし、事業量の増加による業者の対応能力や委託費増大に伴う契約方法を考慮すれば、複数業者を確保する必要性は感じている。現状では図版作成から編集を経て印刷データ納品までの一連の作業に対応できる業者が、管見に触れる範囲で見れば極めて少ない。デジタルトレース・版組みなど個別（パーソンごと）の作業には対応できる業者もあると思うが、遺跡の調査報告書内容や基本的な構成、作成の決まりごとまでを理解して委託側と共通システムを構築できる状況ではないように思う。新規業者の開拓と育成は、今後の大課題の一つである。

また、部分的な作業委託やハード・ソフトを自前で揃えて内部で実施することも考えられるが、作業効率から考えてマイナス面が多いように思う。最新技術への対応（クオリティーの維持）や膨大な量の情報の管理、またコンピュータに関する高い専門的知識と実作業の技術は、これから新たに自前で対応することは不可能に近い〔阿部2000〕。整理に係る作業のデジタル化は、各工程・作業を同じ目線で一連の流れの中で最終的に印刷対応の完全データに作り上げてこそ、はじめて大きなメリットとして効果を発揮すると思われる。効率的かつ迅速に今と同等（内容）の報告書刊行を目指すならば、デジタル化により担当職員の作業量を軽減し、職員にしかできない作業に割く時間をいかに確保するかを考えることは重要であろう。ただ、成果品の質の確保と作業の効率化を考えれば、ハード・ソフトに関する一定の知識やデジタル編集、印刷・製本に関する基礎的な知識は当然理解しておくべきである〔秋田2001〕。

課題としていま一つを上げれば、結果として蓄積していく様々なデジタルデータの活用であろう。今現在、新潟県では作成された報告書のデジタルデータをどのような形で活用していくか、明確な考え方や方向性を持っているわけではない。しかし、一般向け冊子へのデータ活用やインターネットなどによるデータ配

信も可能になることから、普及・啓発分野への利用など行政が本来積極的に実施しなければならない事業の一つとして、今後検討していく必要があろう。

委託内容（遺物実測など）に係らずいえることであるが、委託は作業内容の一部を共同で仕上げていくという意識が必要と思う。契約行為であるから納期までに仕上るのは当然のことであるが、これまでの例を見ると、細部に渡る明確な仕様書を用意しなかったり、作業に入る前の打合せ段階で仕上り（成果品）に対する共通イメージの構築がなかったりと、委託する側にも大きな問題があったように思う。委託業者側の作業システムや方法、作業に係る基本的な知識の理解など、少しの工夫で作業スピードや成果品の内容に大きな差が生ずることは当然である。

B 報告書内容の検討

整理報告作業の所要時間割合の中で、整理作業員による遺物実測・各種トレースと並んで時間を要するものとして、担当職員の本文（原稿）執筆が挙げられる。本文の構成は章立てにより様々であるが、一般的には「調査の経緯」から「遺跡の環境」までの『前段』部分、「調査の概要」から「遺構・遺物」の『事実報告』部分、「調査の成果」を要約した『まとめ（考察）』部分に大きく分けられよう。

このうち、執筆時間の多少を左右するのは、過去の経験から見ても「まとめ」であることは明らかである。「まとめ」は担当者の遺跡に対する問題意識や整理作業の結果が述べられる部分で、記述方法や内容により大きな差が生ずることが多く、結果的に報告書刊行の遅延につながる場合が多く見受けられる。

構成と頁数

平成9～13年度に刊行された、新潟県を含む東日本の各都道県及びいくつかの市町村（24都道県市）の報告書について、本文に対する「まとめ」の割合や本文と図版の割合など報告書構成（頁割合）を概観する。なお、報告書は旧石器時代遺跡、古墳や塚、生産遺跡、山城跡など遺構と遺物のバランスが極端に偏る遺跡を除いて、一般的な集落跡を中心に頁数がおおむね100～400頁程度の報告書163冊を任意抽出して検討した（第3表）。

県教委では本文部分（文章・観察表・挿図）と遺構・遺物図版部分（図面・写真図版）に分けて構成しているが、図面図版を本文中に挿図として含み、巻末に写真図版を付す報告書が大半である。ここでは、本文挿図のうち遺構・遺物の実測図を図面図版としてカウント（頁換算）し、本文（まとめ）・図面図版・写真図版の頁割合を必要に応じて比べた。

総頁：本文 他県市は平均42.0%であり、県内市町村の平均（45.2%）や新潟県の平均（46.3%）と大差ない割合である。

図面：写真 全体として68.0～71.2%（県内市町村で88.7%とやや高い）に収まり、おおむね3：2の割合である。これは、例えば石器は4面実測図を掲載するが、写真では表裏もしくは表面のみ掲載などがあるためと考えられる。図面掲載遺構・遺物については、基本的に写真も全点掲載している都県はこの割合の中に収まっているものと思われる。割合がそれ以下の場合は全点を掲載せず、特に50%以下の都県市はかなりの選択がなされている。これに対して、富山県や福井県のように100%を超えるところが見られる。新潟県内の市町村でも、100%を超えるところが4市町村で認められ、長岡市と津南町以外の市町村も相対的に高い割合を示している。

逆に120%を超えるような割合を示す場合は、遺構・遺物ともに図面掲載数が概して少なく、写真でこれを補っている傾向が認められるが、作業時間の短縮を考慮した結果であろうか。

本文：まとめ 他県市及び県内市町村で11.1%及び11.3%とほぼ同率であるのに対して、新潟県では14.4%

第3表 報告書の頁構成割合（平成9～13年度刊行）

都道県市名	本文：まとめ	総頁：まとめ	総頁：本文 ^{※1}	図面：写真 ^{※2}
北海道	12.8	6.3	48.6	89.0
青森県	15.0	8.0	49.1	38.9
岩手県	7.7	2.4	31.6	90.8
秋田県	3.3	1.3	37.6	49.3
宮城県	26.4	12.5	49.2	62.2
山形県	10.5	2.3	23.7	83.0
福島県	8.8	3.8	41.6	56.5
いわき市	11.7	4.4	38.9	78.0
茨城県	5.4	2.5	45.9	46.5
栃木県	7.0	3.6	53.3	72.9
群馬県	11.5	5.4	47.7	66.3
埼玉県	16.7	6.4	35.9	69.3
東京都	3.2	1.6	42.9	69.8
千葉県	12.7	4.1	34.9	74.8
神奈川県	11.7	4.3	43.5	72.2
山梨県	5.6	2.0	33.4	19.6
長野県	16.6	9.3	55.6	51.7
静岡県	5.1	1.9	38.1	50.2
富山県	26.6	7.6	33.1	129.3
石川県	10.3	4.4	42.2	69.5
金沢市	7.8	2.5	31.2	19.1
福井県	9.4	4.8	43.8	145.6
愛知県	13.6	8.2	57.3	53.9
岐阜県	7.9	3.8	47.8	73.4
他県市平均	11.1	4.7	42.0	68.0

単位：%

都道県市名	本文：まとめ	総頁：まとめ	総頁：本文 ^{※1}	図面：写真 ^{※2}
朝日村	15.2	8.0	47.8	76.2
神林村	3.3	1.3	39.4	73.3
荒川町	12.7	7.2	56.5	93.9
中条町	18.0	7.5	39.5	71.4
新津市	5.5	2.9	53.6	85.0
加茂市	9.5	5.1	54.8	74.8
長岡市	9.1	3.2	34.7	35.6
柏崎市	32.6	16.1	51.1	171.3
刈羽村	3.5	1.6	45.8	113.8
柿崎町	1.9	0.5	28.3	87.5
吉川町	4.7	2.0	43.1	112.0
上越市	1.3	0.6	49.7	128.5
津南町	29.3	12.4	42.7	30.2
市町村平均	11.3	5.3	45.2	88.7
県教委平均	14.7	7.0	46.3	71.2
全体平均	12.7	5.7	44.5	76.0

【傾向】

遺跡内容（総頁数）の差もあり一概に言えないが、取り上げた報告書からは以下の傾向が認められた

※1 割合が低いほど図版に比べて文章が少ないが、遺構や遺物の事実記載について、記述方法や観察表の利用で効率的な記述が行われている場合が多い。また、まとめ（考察）に多くの頁を割いている報告書ほど、本文割合が高い傾向がある。

※2 図面の70%程度を写真に充てるものが一般的であるが、特に遺物を見ると50%以下のものは写真数が掲載数に比べて極端に少ない傾向がある。120%を超えるものは、遺構・遺物共に図面掲載数が少なく写真で補っているものが多い。

とやや高い比率である。

総頁：まとめ 当然であるが、本文：まとめの割合が高いところは報告書全体に占める割合も高く、10%を超える割合である（註7）。

以上の分析結果から、それぞれの平均値は現時点で刊行されている報告書の一般的なスタイル（文章内容は考慮していない）を示していると判断し、遺跡内容の差も考慮すれば「本文：まとめ」は5～20%、「総頁：本文」は35～50%が適当な範囲と考えられる。県教委として計画段階で報告書の総頁数を割り出す目安として、次の考え方及び数値を設定した。

- ・ 頁算出の基礎数字は、図面図版（遺構・遺物）の頁数とする。
- ・ 写真図版の頁数は、図面図版の75%程度とする。
- ・ 図版と本文（含挿図・観察表）の割合は、6:4で算出する。
- ・ 50頁未満や500頁を超えると予想される遺跡については、別途検討する。

算出した頁数は特別な場合を除いて整理の各作業の目安となり、基本的には遺物抽出や工程管理もこれに基づいている。

ちなみに、検討会報告の整理計画に基づいて整理・報告した平成13年度以降の8遺跡を見ると、「本文：まとめ」は平均9.3%、「総頁：まとめ」は平均4.4%と「まとめ」の割合は他県市平均をやや下回るようになっている。遺跡によって一概にはいえないが、担当職員の意見からも「まとめ」割合の減少により報告内容が質

的に低下したとは感じておらず、必要最小限の「まとめ」を簡潔に記述する方向性が定着しつつあると理解したい。

県教委では前述したとおり、本文と図版を明確に分けた構成を探っている。報告書の構成や体裁など、各組織や担当によって様々で統一が図られている状況ではない。読み手に分かりやすく遺跡内容を的確に伝えるために、担当者は苦心しているのは事実である。しかし、行政の実績報告という側面も考えるならば、今後の報告書のデータベース化なども睨んである程度統一するべきであろう。また、読み手が内容を理解し利用しやすい構成にすることはもちろんであるが、必要以上に凝った挿図や表のレイアウトは、割付や編集に多大な労力を要する割に、読み手にとってはかえって利用しづらい面があることも理解しておくべきである。入稿後の印刷業者での作業時間や校正の手間も増え、費用面でも当然割高になることを考えて、可能な限り簡潔なものとする必要性を感じる（註8）。

「まとめ」の内容

行政が刊行する報告書のあり方を見直す中で、報告内容の簡略化は大きな問題である。担当職員が中心的に係わる本文執筆は、整理期間の中でかなりの時間を占めているが、特に「まとめ（考察）」内容により費やす時間の変化は大きいと思われる。

新潟県における過去の作業量集計結果から内容ごとの作業量を見ると、職員が専ら当たる作業は遺構図面修正、遺物分類・抽出、遺物実測図チェック、各種図版の仮版作成、分析・本文執筆、編集などであり、全作業量のうち約5割を占めている。その中でも約1/2（47.1%）が本文（含挿図作成）関係で、「まとめ」執筆には平均32.5%を要する。本文に費やす時間のおよそ1/3で、決して低い割合ではない。

ここで「まとめ」の内容について、東日本の各都道県市刊行の報告書122冊（第4表）から整理する。章題名は大きく「まとめ」系と「考察」系に分類される。「まとめ」系には「まとめ」「成果と課題」「調査の成果」「終わりに」などが含まれ、全体の約8割がこれに当たる。「考察」系には「考察」「成果と問題点」などが含まれる。それぞれの平均頁数は7頁と15.9頁であり、本文総頁を考慮していないため単純に頁数の多少は判断できないが、「考察」系が倍以上の頁数を費やしていることが分かる。なお、個別報告書の中には、本文総数（115頁）の実に半分（57頁）を考察に割いている報告書も見受けられるが、予定期間に収まったとしても行政の報告書として一考を要するのではないだろうか。

内容（要素）的に見ると大きくは以下のようないわゆる「まとめ」に求める内容や考え方の統一がなされていないことを物語っている。

① 報告書全体のまとめ

- ・調査内容や整理結果について、事実記載の内容を要約したもの。1～2頁程度が多い。
- ・図表類は、ほとんど使用しない。

② 遺跡の時期ごとの様相

- ・遺構や遺物を時期ごとに分け（特に時が多い）、各時期の組成や特徴をまとめる。数頁が多い。

③ 遺構（集落）の構成と年代比定（時期的変遷）

- ・遺物年代や遺構の切り合い関係などから、個別遺構や遺構群の時期別変遷を述べる。1～5頁
- ・遺構（遺跡）変遷図などを使用。

④ 個別遺構種の構造と性格

- ・住居跡、掘立柱建物跡、墳墓、社寺跡、地下式土坑などの個別遺構について、形態・構造などにより分

類し、性格などを推考する。数～10頁程度が多い。

- ・研究的要素も多分に含む

⑤ 遺物分布の特徴や組成・特徴のまとめ、編年的位置付け、遺跡内の変遷

- ・出土遺物（特に土器）の時期比定（型式対比）を記述する。遺物量が少ない場合は、遺物各説で記述することもある。1～10数頁。
- ・多くの内容を少しずつ記述し、まとめ的要素が強い。編年的位置付けで頁が多いものは、研究的要素を含み⑥に近い内容となる。

⑥ 遺物の形式学的分析・編年論

- ・土器についての記述が特に多く、地域を越えて編年論を展開することが多い。記述方法によっては頁数を最も使う。15～50頁
- ・研究論文的な内容となる。他遺跡の土器紹介も含めて、図表類が圧倒的に多い。

⑦ 遺物の製作技術

- ・土器、石器の特徴を分析し、製作方法や技術を記述する。10頁を超える場合もある。

⑧ 特殊遺物の形態的特徴と類例の紹介、年代比定

- ・その地域であまり出土例がない遺物について記述するもので、出土例や分布図などが比較的多い。5頁前後を費やす場合が多い。

⑨ 遺跡の置かれた歴史的環境と位置付け

- ・中世以降で文献が残る社寺跡・墓地・城館跡などについて、文献史学的視点で考察する。特殊な遺跡で

第4表 「まとめ」の内容

系統	標題	件数	平均頁数	記述内容
「まとめ」系	まとめ	76	5.8	遺構の変遷(年代的位置付け)、集落の変遷、遺物の編年的位置、木器の特徴、土器組成、各時期のまとめ、まとめ
	調査のまとめ	3	4.7	まとめ
	調査の成果	3	4.8	各時期のまとめ、土器分類と変遷、遺構分布と集落の変遷
	調査の成果とまとめ	3	11.3	遺構分類と変遷、土器分類と変遷、
	調査の成果と課題	5	7.2	遺跡内の土地利用、土器編年論、石器の編年位置、各時期の様相、まとめ
	終わりに	1	1.0	まとめ
	結語	1	11.0	各時期のまとめ、遺構と土器のまとめ
	小結	1	7.0	各時期のまとめ、遺構の変遷
	総括	5	7.4	歴史環境の考察、土器分類と編年位置、遺構構成と年代、各時期のまとめ、まとめ
	問題点の整理	1	10.0	土坑群の検討、埋設施設について
「考察」系	小計	99	7.0	81.8%
	考察	16	22.8	土器型式学的分析（編年論）、遺跡周辺の開発史的考察、遺構分布・形態論、石器製作技術と編年位置、まとめ
	考察とまとめ	4	9.3	土器出土状況、石器分布傾向、土器編年、遺跡の動向、まとめ
	成果と問題点	2	15.5	集落変遷、土器編年論、土器器種組成、地域の流通（考察） 土器・石器の特徴、まとめ
	小計	22	15.9	18.2%
	合計	121		

例は多くない。内容によって頁数にバラツキがある。

「まとめ」系には、複数の内容を含むものが多く一様ではないが、概して頁数は少ない。③～⑤については発掘で記録した資料や整理データを100%掲載することが不可能なことを考えれば、担当者にしか分からぬ情報を含んで事実報告の一環と見なすことも可能である。

「考察」系には④～⑦の研究的要素がかなり強いものが多く含まれるが、特に⑥は明らかに学術研究（考古学）の領域に入るものの、平均頁数は20頁を超えており、担当者の能力差などもあり一概にはいえないが、資料収集や分析・執筆に多大の労力を費やしているであろうことは想像に難くない。

県教委では、未報告遺跡解消の方針でも記したとおり、報告書内容を事実報告中心と考え、基本的に「まとめ」内容は上記②～⑤の範囲で遺跡内容・性格に応じて記述し（総頁数の6%程度を目安とする）、考察的内容には極力踏み込まないこととしている。なお、①は報告書全体の要約として巻末に掲載している。

4 緊急発掘における報告書の役割

報告書の役割を考える前に、緊急発掘を実施する上で抛って立つ「記録保存」の概念について考えてみたい。記録保存とは「現状保存することが不可能とされた埋蔵文化財については、将来の学問的研究の必要性にとって支障とならないように、その調査記録を作成し、埋蔵文化財そのものに代えて保存することとする。」〔和田1979〕であり、事業者に経費負担を求めて実施する（原因者負担）行政上の措置である。また、発掘終了後は可能な限り速やかに整理作業を実施し、報告書の早期作成と公表が求められるが、一般的にはこの調査報告書の刊行と記録保存が同義語として理解され、その内容にも一定以上の学術性を盛り込み、またそれを期待してきたように思われる。整理・報告の現状と問題点でも触れたが、学術的水準の維持を気にするあまり作業内容・原稿内容に時間を費やす結果となっている。

文化庁の最新の円滑化等に関する通知（平成10年9月29日付 文化庁次長通知）では、「…当該開発事業に伴う埋蔵文化財の記録保存のために必要な範囲にとどめる等、…」とし記録保存の範囲を明示してはいないが、「学問研究にとって支障とならないよう調査記録を作成する」のであり、明らかに学術的研究のレベルに踏み込んだ内容の報告書までも、記録保存の範疇に含めることは難しいと考えられる。

本来、原因者負担により緊急発掘される遺跡において保存すべき記録とは、適正な内容の報告書作成もその一環ではあるが、第一義的には破壊される遺跡の事実を記録した実測図や写真であり、出土した遺物（出土文化財）そのものと考えるのが妥当であろう〔佐久間1998・2002〕。また、整理作業の過程で分析・整理された資料類（含報告書掲載以外）は、地域住民や研究者からの活用要望に即対応できるよう、適切に保管・管理されている状態であることも記録保存の要素として重要であることは、佐久間氏も述べられているとおりで私自身も全く同感である。

調査報告書のあり方については、埋蔵文化財行政に携わる人々の中にも様々な意見があり、実際に概報程度のものから学術研究書といえるようなものまで、そのスタイルや内容において実に多様である。しかし、現状と問題点（整理・報告に関する）でも考えたが、報告内容により刊行までに要する時間が大幅に異なることは、未報告遺跡の問題に少なからず影響していることを認識する必要がある。

また、文化財保護は学術研究をサポートすることを目的に行われるものではない〔和田2002〕ということは、埋蔵文化財行政に携わっている大半のものが理解していることであろう。確かに発掘調査や整理報告は考古学の知識や技術により実施されるものであるが、記録保存の本質を考えれば、必要な範囲の事実報告を中心の内容とすべきものであることは先に述べたとおりである。

国民や研究者が遺跡を理解するための要素（第1図）を考えると、大きくは①記録保存（遺構実測図・写真・分析データなどの各種資料、出土遺物）、②普及・啓発（一般向け冊子・市町村史など）、③学術研究（研究論文など）となろう。また、それぞれが交わった部分には、出土遺物や報告書を収蔵し展示・公開する資料館や図書館、各種発表会やシンポジウムなどがあり、中心にはもちろん国民が存在しなければならない。報告書の位置付けを考えると、学術研究の手法を援用して整理作業を実施し、結果的に学術的要素も一部含むが、基本的には記録保存の枠の中で収まるべきものであろう。それぞれの要素を有効に活用し合う方法を整備し、その中で生かされる報告書を考えていくのが、埋蔵文化財行政に与えられた課題ではないかと思う。

私自身の考える行政の調査報告書は、一言で表現するなら「遺跡（記録保存）のカタログ」である。遺跡を追体験するという意味においては、調査担当者にしか説明できないことも多く、整理作業を経てそれらの遺跡情報をまとめた報告書は、例えば住居跡の位置や規模・構造、遺物の出土状況と出土遺物の種類や数量が分り、遺跡の時代や性格を大まかに理解するためのガイドブックでもある。また、程度の問題はあるものの遺跡・遺物には一定の解釈をほどこし、少なくとも文化財として社会的に有用だという意義付けもしなければならない〔稲田1999〕。

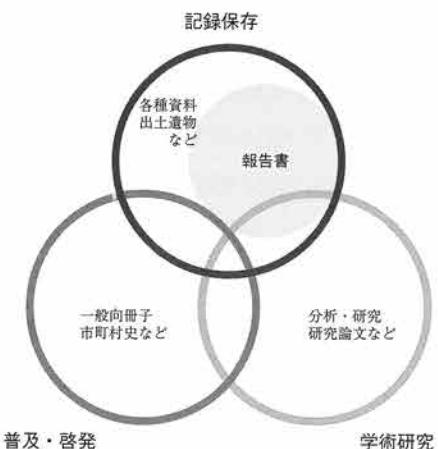
なお、一般向けに平易な報告書を望む声もあるが、現在一般的に作成されている報告書とは用語や構成などあまりに大きな開きがあり、報告書の再編集程度で製作できるものではない。一般向けの冊子は原因者負担の報告書とは別に、行政の負担で作成するべきと考える（註9）。

5 おわりに

緊急発掘における整理・報告と未報告遺跡の現状を通して、整理作業の効率化や報告書の役割について、県教委の実践例を中心に若干の私見を述べてきた。

規制緩和や地方分権など昨今の社会情勢の変化は急激で、埋蔵文化財に対しても厳しい目が向けられているのは事実である。従前のように学術的思考をベースに埋蔵文化財行政を考えていくことは、体制や予算面から見ても極めて難しい状況で、1970年代から続けてきたシステムに対して、このまま継続して行けるのか漠然とではあるが不安を感じている。

都道府県をはじめ市町村が抱える未報告遺跡は、これから進められようとしている市町村合併を考えても、不良債権として大きな問題となることが懸念され、最終的に今以上の負担を担当者に強いることにもなりかねない。開発に追われながらも行政や各担当者が行ってきた手法や考え方、努力を決して否定するものではないが、埋蔵文化財行政の本来の役割を再認識した上で、未報告遺跡の解消を真剣に考える時期にきていることは確かである。このままの状態では、未報告遺跡が埋蔵文化財にとって様々な意味で足かせになる恐れは十分にあり、それぞれの組織の現状と問題点を整理し自ら解消していくことを当面は目指すべきであろう。時間や人手がないから報告書を刊行できないと言っていれば今までと何も変わらないし、社会的通念



第1図 遺跡情報の要素

から考えても未刊行の理由とはなり得ないであろう。

整理手法や報告書のあり方について、ここでは当面の課題としての未報告遺跡を解消することに主眼を置いていたため、緊急発掘における報告書の役割を含めて、本質的な整理・報告の方向性を突き詰めて考えることはできなかった。しかし、文化庁が設置している「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」でも現在検討中の中であるが、具体的な標準の作成も含めて今後埋蔵文化財行政が社会の中で何を求められているかを考え、行政をはじめとして学界・大学など枠を超えた様々な立場から、緊急発掘に係わる整理・報告について幅広い議論が行なわれる必要があることを痛感する。

平成11年度から開催されている「埋蔵文化財行政研究会」では、行政を中心に大学や民間調査機関に籍を置いて調査・報告業務に携わっている人達が、埋蔵文化財行政について様々な角度から真剣に議論・検討している。今まで参加する機会がなかったが、発表要旨やシンポジウム記録集に目を通し多くの点で啓発を受けている。本稿はこれら研究会参加者の意見に屋上屋を重ねただけの感が強く、未報告遺跡の解消について、日ごろ考えていることを整理もできず思いつくままに書き連ねたにすぎないが、埋蔵文化財行政に身を置き、進むべき方向を模索しなければならない者の一人として、自分自身の考えを整理し方向性をまとめたものと理解していただきたい。

埋蔵文化財行政が実施する整理・報告のあり方や手法については、これまで行政の内外を問わず多くの方々と意見を交わしてきた。特に、阿部淳一氏には整理から印刷に関する様々な知識・情報をはじめ、最新のデジタル技術及び実作業の方法について、日ごろから御教示いただいてきた。文末になって恐縮であるが、記して感謝を申し上げたい。

註

- 1) 本来刊行すべき報告書を当該年度末までに刊行できなかったにも拘らず、予算繰り越しなど適切な措置を講ずることなく、刊行されたものとして印刷費を支出したもの。予算措置がなされた事業である点で、本稿でいう未報告遺跡とは異なる。
- 2) 県教委と埋文事業団の職員で構成する「整理計画検討委員会」(以下、検討会)を平成12年度に設置し、現状における問題点の整理・分析を通して整理システム・方法や報告書内容について検討した上で、未報告遺跡の具体的な整理計画と今後の方向性をまとめた。
- 3) 昭和60年以降、専門職員の採用と並行して教員籍職員を大量に配置(基本的に3年で異動)してきた。これにより、発掘調査に関しては事業者側の要望をほぼ満たしたが、整理には十分な対応ができなくなってきた。
- 4) 整理作業デジタル化の具体的な内容については、ハード・ソフト面を含めて〔茅野2000〕に概要が紹介されているので参照願いたい。
- 5) 整理期間として単純に1遺跡6か月ではなく2~3か月間は2遺跡を並行して作業するが、これも外部委託のメリットの一つである。
- 6) 従来の平板・遺り方・空測は仕上り図面が紙データ(アナログ)であり、整理時にトレースの必要がある。これに対してトータルステーションによる測量は、デジタルトレースデータ(汎用CAD)をDXFファイル形式で納品するため、デジタル編集へそのまま移行できる。技術や経験が少ない職員が一人で複数遺跡を抱えるような市町村などでも、極めて有効な手法であろう。なお、整理作業全般や報告書編集のコーディネートまで可能な業者も存在する。
- 7) 「まとめ」頁に関するデータとして、山梨・神奈川・茨城の各県とそれぞれの市町村における1970~1990年代の資料がある。これによれば総頁数に対する「考察」部分の頁割合は、茨城県の市町村を除いて70年代の16%程度から90年代の1~6%前後で、順次「考察」に割く頁数の割合が減少していることが報告されている〔末木・清藤2000〕。
- 8) 報告書内容の定型化・画一化を危惧する声もあるが、行政の刊行する報告書として個人の好みや流儀(個性)は不用で、作業効率面から考えて内容は別としても構成や体裁はある程度の統一が必要と考える。

9) 一般向けの冊子は、報告書を刊行したすべての遺跡について作成する必要はないと考えている。地域を代表する遺跡や注目される遺構・遺物が出土した遺跡を選択し、その他は地域の歴史を概観するような冊子や市町村史などに、資料の一部として活用する方法も考えられる。

引用・参考文献

- 秋田かな子 2001「二つの“デジタル化”提言へのコメント」『東海大学校地内遺跡調査団報告』9・10 東海大学校地内遺跡調査委員会・東海大学校地内遺跡調査団
- 阿部義平 1979「埋蔵文化財発掘届の方法」『文化財保護の実務（上）』柏書房
- 阿部淳一 2000「整理調査のデジタル化がもたらすもの」『東海大学校地内遺跡調査団報告』9・10 東海大学地内遺跡調査委員会・東海大学校地内遺跡調査団
- 稻田孝司 1999「フランスの遺跡保護（10）－考古行政と埋蔵文化財行政－」『考古学研究』第46巻 第2号 考古学研究会
- 茅野 強 2000「パソコンを利用した報告書作成について－DTP（DeskTop-Publishing）－」『東海大地内遺跡調査団報告』9・10 東海大学校地内遺跡調査委員会・東海大学校地内遺跡調査団
- 佐久間豊 1998「出土文化財、調査報告書、そして記録保存」『史館』第30号
- 佐久間豊 2002「緊急発掘と記録保存」『激動の埋蔵文化財行政』ニュー・サイエンス社
- 末木 健・清藤一順 2000「行政内研究者と考古学」『考古学ジャーナル』No.456 ニュー・サイエンス社
- 山梨県 1999『山梨県広報』号外第50号
- 和田勝彦 1979「文化財保護制度概説」『文化財保護の実務（上）』柏書房
- 和田勝彦 2002「埋蔵文化財に関する制度・行政のシステムと課題」『激動の埋蔵文化財行政』ニュー・サイエンス社